**関係法令等**

## ○社会保険医療協議会法（昭和２５年法律第４７号）（抜粋）

（設置）

第１条　厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

２　地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

一～三　（略）

２　地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

（組織）

第３条　中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員２０人をもって組織する。

一　健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員　７人

二　医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員　７人

三　公益を代表する委員　６人

２　厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。

３　厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各１０人以内の専門委員を置くことができる。

４～１０　（略）

第４条　委員の任期は、２年とし、１年ごとに、その半数を任命する。

２　委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

第５条　中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長１人を置く。

２　会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、第１項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

（会議）

第６条　中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、６月に１回以上開かなければならない。

## ○社会保険医療協議会令（平成１８年１２月６日　政令第３７３号）（抜粋）

（部会）

第１条　中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）及び地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　中央協議会の部会に属すべき委員及び専門委員は、中央協議会の承認を経て、会長が指名する。

３　地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。

４　第２項の委員のうち、社会保険医療協議会法（以下この項及び次条第１項において「法」という。）第３条第１項第１号に掲げるもの（次項及び次条第２項において「支払側委員」という。）及び法第３条第１項第２号に掲げるもの（次項及び次条第２項において「診療側委員」という。）は、各同数とする。

５　第３項の委員及び臨時委員については、支払側委員の数と支払側臨時委員（臨時委員のうち健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表するものをいう。次条第２項において同じ。）の数の合計数及び診療側委員の数と診療側臨時委員（臨時委員のうち医師、歯科医師及び薬剤師を代表するものをいう。同条第２項において同じ。）の数の合計数は、同数とする。

６　中央協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員（次項、第９項及び次条第２項において「公益委員」という。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

７　地方協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益委員及び公益臨時委員（臨時委員のうち公益を代表するものをいう。第９項及び次条第２項において同じ。）のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

８　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

９　部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益委員又は公益臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

１０　地方協議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって地方協議会の議決とすることができる。

（議事）

第２条　中央協議会は、委員の半数以上で、かつ、法第３条第１項各号に掲げる委員の各３分の１以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　地方協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上で、かつ、支払側関係委員（支払側委員及び議事に関係のある支払側臨時委員をいう。）、診療側関係委員（診療側委員及び議事に関係のある診療側臨時委員をいう。）及び公益関係委員（公益委員及び議事に関係のある公益臨時委員をいう。）の各３分の１以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　中央協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　第１項及び第３項の規定は、中央協議会の部会の議事に準用する。

６　第２項及び第４項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。

（資料の提出等の協力）

第３条　中央協議会又は地方協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

## ○東北地方社会保険医療協議会議事規則（抜粋）

（議事の公開）

第２条　協議会の議事は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

２　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（裁決）

第５条　会長が裁決しようとするときは、その議題及び裁決する旨を宣しなければならない。

２　裁決の結果は、会長が宣しなければならない。

３　議決事項について少数意見があり、かつ、４人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、少数意見を答申又は建議に付記するものとする。

４　委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

（議事要旨等）

第７条　協議会における議事は、次の事項を含め、議事要旨に記載するものとする。

一　会議の日時及び場所

二　出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三　議事となった事項

２　議事要旨は公開とするものとする。

３　会長は、事務局職員をして議事録を作成させ、議事録には、会長及び会長の指名する委員２名が署名するものとする。